

10 手続きの流れ

① 助成対象事業の計画

施設改修、設備導入、必需品購入などの助成対象事業を計画（見積書徴取）します。

※ 令和3年4月1日以降、既に整備したものについても助成対象になります。

② 助成金の申請（交付申請書）

「申請に必要な書類」を提出します。

- ・ 必要書類を窓口へ郵送します。**（受付窓口への持参はお控えください。）**

【交付申請受付期日】 令和4年1月31日（月）※必着

【受付窓口】 山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金運営事務局

③ 助成金の交付決定

運営事務局からの助成金の交付決定通知を受領します。

- ・ 通知は書類審査の結果、内容が適正であると確認できた場合に、申請書提出から2～3週間程度で送付されます。

④ 助成対象事業の完了

助成対象事業を完了してください。

⑤ 実績報告（実績報告書）

助成対象事業完了後、「実績報告」にあたり、必要な書類を提出します。

- ・ 必要書類を窓口へ郵送します。**（受付窓口への持参はお控えください。）**

【受付期限】 助成事業完了後 30 日を経過する日（交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定後 30 日を経過する日）又は令和4年2月28日のいずれか早い日。

⑥ 運営事務局による完了検査

運営事務局による完了検査で、今回の事業で行った施設の改修・設置した機器等の確認を受けます。

⑦ 助成金交付額の確定・助成金の受領

運営事務局からの額の確定通知を受領します。

- ・ 通知は書類審査・完了検査の結果、適正であると確認できた場合に送付されます。
- ・ 通知を送付後、2～3週間程度で助成金が指定口座に振り込まれる予定です。（混雑状況により前後する場合があります。）